

みんなで支えあう

国保と介護保険

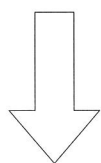
本格的な高齢化社会を迎え、介護が必要となっても誰もが安心して暮らしていける社会を望んでいます。しかし、介護を必要としている人は増えつつあり、また介護する人の高齢化も進み、家族だけで介護をしていくことは難しくなっています。

介護保険は、こうした問題を社会全体で支えあい、家族と介護を受ける人の自立を助けていく制度です。



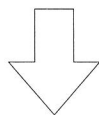
介護保険の納付は40歳から 国保に加入されている方は…

40歳未満の人



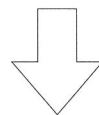
医療保険分の
国保税のみを
納付します。

40～64歳の人 (介護保険第2号被保険者)



医療保険分と介護保険分
の額をあわせて国保税と
して納付します。

65歳以上の人 (介護保険第1号被保険者)



医療保険分の国保税と
分けて、介護保険料を
別に納付します。
(介護保険料は表1により
算出します。)

★国保税の計算方法

介護保険分	医療保険分	
所得割（税率0.7%） 前年の所得に応じて計算	所得割（税率6.3%） 前年の所得に応じて計算	平等割（17,000円／世帯） 一世帯いくらと計算
均等割（10,000円／人） 介護第2号被保険者の数に応じて一人いくらと計算	資産割（税率30%） 固定資産税（土地・家屋）に応じて計算	均等割（13,000円／人） 国保加入者の数に応じて一人いくらと計算

★世帯主が納税義務者

国保加入世帯は、その世帯の世帯主が保険税を納めることになります。世帯主が社会保険加入者でもその家族の中で国保加入者がいれば、その世帯主が保険税を納付することになります。（この場合、その世帯主の税額は計算されません。）